

全養協通信

平成22年12月28日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

全養協の動き

1. 第64回全国児童養護施設長研究協議会開催

(11月17日～19日／岡山県岡山市)

◆600名を超える参加者により開催

全養協では、11月17日～19日の3日間、岡山県岡山市・岡山コンベンションセンターを会場として、第64回全国児童養護施設長研究協議会を開催しました。

大会では「社会的養護から子どものすこやかな育ちを問う—新たな子育てシステムの構築に向けて—」をテーマに、現在国において検討が進められている「子ども・子育て新システム」や社会的養護施策のあり方の検討をふまえ、今後の児童養護施設像について協議を行いました。



開会式で挨拶を行う全養協・中田浩会長

◆社会的養護の先駆者「石井十次」をテーマとした研究部会を実施

第1日目の開会式では、児童憲章とあわせて、本年5月に制定した「全国児童養護施設協議会倫理綱領」について、その理念を各施設で具体化し推進していくことをめざし、参加者全員で唱和しました。

また第2日目は、6テーマにより研究部会を開催。開催地岡山の社会的養護の先駆者・石井十次の活躍を辿る研究部会では、岡山県実行委員会を中心として企画・実施されました。

◆子どもの最善の利益を守り、社会的養護拡充をはかるため「大会宣言」を決議

大会最終日には「大会宣言」を決議し、社会的養護の拡充、児童養護施設の職員配置の充実、子どもの権利擁護の充実に向けて、広く社会に訴えていくこととしました。

次年度の大会は、平成23年11月9日(水)～11日(金)、埼玉県さいたま市で開催予定です。

第64回全国児童養護施設長研究協議会 岡山大会 宣言

子どもの虐待死事件等が相次ぐ危機的状況の中で、保護者からの分離を必要とする要保護児童の中心的受け皿となっている児童養護施設で、社会の負託を受ける私たちは、石井十次、留岡幸助、山室軍平ゆかりの地である岡山中で、「第64回全国児童養護施設長研究協議会」を開催、我が国の未来を担う子どもたちの豊かな育ちを実現するために次の宣言をします。

1. 被虐待児など要保護児童の受け皿となっている社会的養護システムの充実強化を実現します

国では、「すべての子どもの良質な養育環境を保障し、子どもを大切にできる社会」をめざして、「子ども・子育て新システム」のあり方について本格的議論が開始されています。特に貧困や虐待により良質な養育環境を奪われ、心身の発達にさまざまな課題を抱えた子どもたちが生活する児童養護施設においては、これらの課題に対応し子どもの最善の利益を実現するための充実した社会的養護システムの構築は喫緊の課題であり、その実現に向けた取り組みをすすめます。

1. 子どもの権利を保障するナショナルミニマムの維持・向上を図ります

現在、地域主権改革に伴う児童福祉施設最低基準の地方への移譲について国会の審議がすすめられています。地方自治体が独自に定める基準によって子どもたちへのサービスに格差が生じることは、子どもの最善の利益を保障する立場にある私たちには見過ごすことはできません。

私たちは、被虐待児やDV被害の母子、障がいのある子どもたちの基本的人権を保障するため、ナショナルミニマムとしての国による児童福祉施設最低基準の維持と、養育の質の向上を実現するための人員配置や面積基準等の改善に取り組みます。

1. 一人ひとりの子どもに、よりきめの細かい個別的養育を推進します

今、児童福祉入所施設などの「社会的養護」に4万7千人を超す子どもたちが保護されています。

被虐待児、発達障がい児など多くの課題を抱えた子どもたちが増え続ける状況において、より専門性の高い養育体制を実現させ、子どもたちの成長に応じた育みと自立支援を進めるため、きめの細かい個別的養育が必要です。

私たちは、児童養護施設における生活(養育)単位の小規模化を推進し、豊かな子どもの育ちを実現するために必要な制度の構築や改革に向けて積極的な取り組みをすすめます。

1. 社会から負託された子どもたちのさらなる権利擁護に努めます

平成21年4月に施行された改正児童福祉法において、被措置児童等虐待防止の通告義務とその公表が法制化されました。今日、被措置児童等虐待事例が絶えない状況にあることは誠に遺憾であり、社会的養護を担う私たちは今一度自らの養育の取り組みを真摯に見つめなおす必要があります。

私たちは、この度制定した「倫理綱領」をここに改めて確認し、施設内での子どもの権利侵害防止の取り組みを強化します。

さらに、「要保護児童対策地域協議会」への積極的関与に努めるとともに、地域社会での児童福祉推進の拠点としての役割を果たすべく努力を続けます。

平成22年11月19日

全国児童養護施設協議会

国の地方分権、次世代育成支援、児童虐待防止対策推進のなか 社会的養護・児童養護施設をめぐる制度検討が大きく動いています

近年、わが国の社会的懸案となっている地域主権（地方分権）改革、次世代育成支援施策や児童虐待防止等を進めるにあたり、国の審議会等において、この間制度の見直しをめぐる議論が行われています。

事務局で主な動きをまとめました。なお詳細は、本通信に後述の[審議会・委員会報告](#)の各項目をご覧ください。

(1) 地域主権(地方分権)改革、「最低基準の条例移譲」として課題検討がはじまる

⇒ 6ページ「2. 厚生労働省社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会」参照

◆ 次期通常国会で審議・成立の可能性

児童福祉施設最低基準を都道府県・指定都市に条例移譲する、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（地域主権改革一括法案、以下「法案）」は、今回の臨時国会でも可決にいたりず、閉会中審査となっています。しかし、法案については与野党により修正合意がされているため、平成23年通常国会で審議・成立する可能性が高くなっています。

◆ 全養協では、関係種別協議会と協働して対応

この間、全社協・児童福祉種別協議会会長会議（全国児童養護施設協議会・全国乳児福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会・全国保育協議会・全国保育士会）では、児童福祉施設最低基準の都道府県・指定都市への条例移譲にあたり、現行の児童福祉施設最低基準の内容の充実をはかるため、都道府県・指定都市段階の取り組みについて、「種別協議会が保育・社会的養護の垣根をこえて連携し、共通する課題については協働して取り組む」方針を確認しました。

10月には「子どもを守り、育む全国フォーラム2010 ～子ども家庭福祉現場からの緊急提言～セーフティネットとしての児童福祉施設を守るために～」を開催。都道府県・指定都市等における課題について、関係種別協議会の意見交換、組織協働による活動の検討を進めています。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会が、その支援のための協働を推進することが期待されています。

◆ 厚生労働省・最低基準条例移譲の課題を「社会的養護専門委員会」で検討

厚生労働省は、法案が国会で成立した場合には、都道府県・指定都市への最低基準条例移譲について、国としての標準的なモデル（条例準則）を示すこととしています。この条例準則作成にかかわる検討を、社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会で行うため、12月7日に開催された第10回専門委員会では、児童福祉施設最低基準の現状について報告され、協議が行われました。

次回の社会的養護専門委員会は平成23年2月に予定されており、全養協としても、国の最低基準の条例準則作成に向け、専門委員会等で意見表明を行うことが求められています。

◆ 「構造改革特区」により、最低基準等が実質的に緩和されうる動きも

平成22年11月2日、全国知事会地方分権推進特別委員会（委員長：山田啓二京都府知事）は、「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区の共同提案を決定し、11月15日に片山善博総務大臣に提案書を渡しました。これは、国が法令により基準を定め地方自治体に示している項目等について、地域主権（地方分権）の観点から、構造改革特区として都道府県等が独自に定められるように提案しているものです。

特区として共同提案されている項目には、児童福祉分野について、保育所の人員・設備・運営基準をはじめ、児童相談所長等の任命基準を柔軟化すること等が含まれています。現在、児童相談所長の要件は「医師・社会福祉士・児童福祉司資格取得後2年の勤務」等が児童福祉法に明記されていますが、これを地方自治体の実情にあわせて決められるようにしたいとの趣旨です。児童相談所長の要件緩和項目には、岩手県・山形県・福井県を除く、44都道府県知事が共同提案者になっています。

児童相談所長は、今後の社会的養護施策において重要な役割を担う職務であることを考えると、実質的に要件が緩和されかねないこれらの動きに対して、引き続き留意することが必要です。

(2) 「子ども・子育て新システム」で、社会的養護の議論がはじめられる

- ⇒ 9ページ「3. 子ども・子育て新システム 基本制度ワーキングチーム」
- 6ページ「2. 厚生労働省社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会」参照

◆ 次世代育成支援施策の要として取り組まれている「子ども・子育て新システム」

国では、少子化社会対策基本法にもとづく大綱として、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日）を策定しました。あわせて同日、政府の少子化社会対策会議は、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うことを目的として、「新システム検討会議」を設置し、4月には「新システムの基本的方向」を公表、6月には「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下「要綱」）をまとめ、平成23年通常国会に法案を提出、平成25年度の施行をめざすとしています（国及び地方の恒久財源を確保しながら、平成25年度の本格施行に向けて段階的に実施）。なお、待機児童解消対策、現金・現物給付の一体的提供など、平成23年度から実施できるものは前倒しして実施するとしています。

「子ども・子育て新システム検討会議」は内閣府の担当のもと、現在3つのワーキングチームを設置し、詳細設計を行っています。

◆ 新システムには、社会的養護の具体的な位置づけ・方向性は今まで検討されず

要綱では、社会的養護について「広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する」とされています。しかし、その具体的な方向性については今まで明らかにされていませんでした。

◆ 今後、厚労省・社会的養護専門委員会の議論をふまえつつ、新システムの検討を予定

平成22年12月15日に開催された「第7回基本制度ワーキングチーム」では、はじめて社会的養護にかかわる議論が行われるとともに、次世代育成支援施策全体の今後の費用推計も示されました。しかし、費用推計には質の向上が含まれておらず、今後の基本制度ワーキングチームの検討過程において、質の向上も含めた費用推計が提示される予定です。

また、基本制度ワーキングチームでは、社会的養護については、現在議論が進められている厚

生労働省 社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会の議論をふまえて検討するとしていきます。基本制度ワーキングチームには、厚労省・社会的養護専門委員会の山縣文治委員も参画し、この間社会的養護の課題、新システムの制度設計上配慮すべき内容等について、積極的に意見表明をされています。

◆ 質の向上も含め、新システムに社会的養護を位置づけることが重要な課題に

全養協では、今年度に取りまとめた2つの報告書（「養育単位の小規模化を一層進めるために」「子どもの権利を擁護し、養育条件をたかめるために」）に提言した、子どもの最善の利益をはかるために必要な養育環境整備、養育職員の配置基準改善等をふまえ、2月に予定される厚労省・社会的養護専門委員会での意見表明をはかり、新システムにおける社会的養護の議論に、質の向上もふまえて位置づけていく取り組みを進めます。

(3) 児童養護施設の小規模化、家庭的養護推進に向け厚労省の案が提示される

⇒ 6ページ「2. 厚生労働省社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会」参照

◆ 「子ども・子育てビジョン」の目標数値を達成の施策として

前述の「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日）では、児童養護施設の小規模化、家庭的養護推進に向けた、平成26年度までの社会的養護関係の施策目標値が示されています。

児童養護施設の養育単位の小規模化については、全養協でも、この間厚生労働省への予算要望時等に「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」の実施にかかわる条件緩和（実施時の暫定定員、小規模グループケア・1施設における地域小規模児童養護施設の実施か所数等）等を求めています。これらは一部実現（小規模グループケアの実施か所数）したものの、子どもの養育単位を小規模化するため、各施設が積極的に取り組みを進める上では、施設運営面でも一層の条件緩和が求められています。

厚生労働省では、これら児童養護施設の養育単位の小規模化をはかるための施策とあわせて、里親委託の推進、ファミリーホーム等の新規制度の充実をはかるために、「子ども・子育てビジョン」の目標数値達成をふまえ、現行の社会的養護関連予算を前提として制度の検討を進めてきました。

◆ 12月7日の社会的養護専門委員会で提案、全養協は常任協議員会で検討

これらの制度案については、第64回全国児童養護施設長研究協議会（岡山県）において、厚生労働省の行政説明時などにも説明されましたが、12月7日の社会的養護専門委員会であらためて本案が提案されました。次回、平成23年2月に開催予定の社会的養護専門委員会で、あらためて協議されます。

全養協では、平成23年1月に常任協議員会を開催し、本案について協議するとともに、次回社会的養護専門委員会に向けた対応をはかります。

◆ 厚労省案は現行財源が前提、新システムへの対応も同時に進めることが必要

厚労省が社会的養護専門委員会に提案した内容は、現行財源の枠で取り組むことが前提になっています。社会的養護専門委員会に向けた取り組みとあわせて、新システムへの社会的養護の位置づけをはかる取り組みも同時に進めながら、国及び地方の恒久財源が確保され、新システムが本格的に実施される際に、社会的養護の質の充実もあわせてはかることが求められています。

2. 厚労省・第10回社会的養護専門委員会開催(12月7日)

◆厚労省「社会的養護の在り方の見直しに関する当面の検討課題」等を提案

厚生労働省は12月7日、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（第10回／委員長：柏女霊峰 淑徳大学教授）を開催しました。

委員会開催にあたり柏女霊峰委員長から、この間の社会的養護をめぐるさまざまな動きについて、緊急に動きをつくる必要性が生じている、との説明の後、(1)社会的養護の在り方の見直しに関する当面の検討課題について、(2)社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の現状について、(3)子ども・子育て新システムの検討状況について、(4)その他（被措置児童等虐待届出等制度の実施状況等）、の各議題について、厚生労働省から提案・説明がされました。

その後、委員として出席した全養協の藤野興一副会長を含め、出席した17人の委員からそれぞれ発言がされました。限られた委員会時間のなか、今回の協議は厚生労働省からの提案・説明内容についての質問、意見表明が中心となりました。

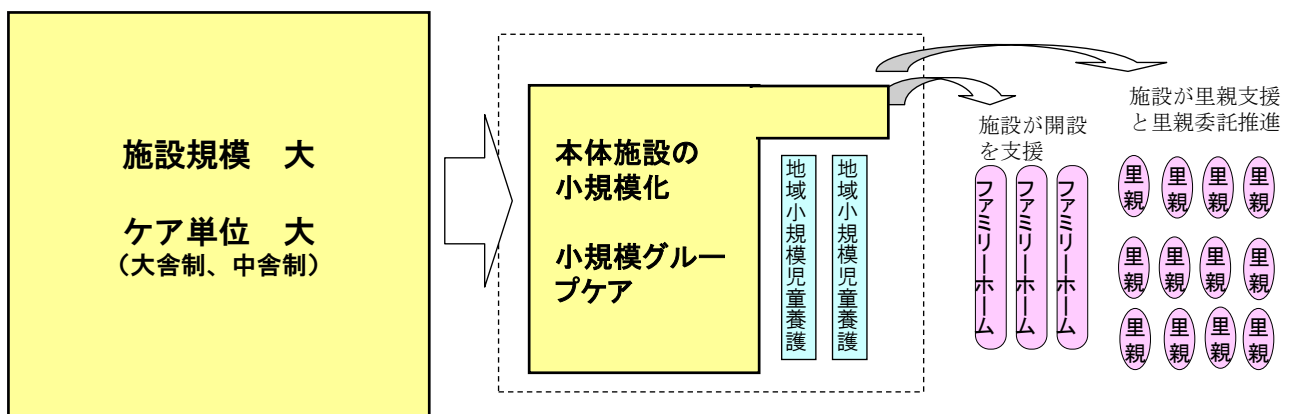
◆児童養護施設の小規模化、施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

「(1)社会的養護の在り方の見直しに関する当面の検討課題について」では、厚生労働省から、第64回全国児童養護施設長研究協議会（岡山大会）の行政説明でも報告された、児童養護施設の小規模化、施設機能の地域分散化について、今後の具体的な推進のための施策提案がありました。

(3)児童養護施設の形態の今後の在り方

小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援



施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

(全養協・藤野興一副会長の意見)

※ 発言内容は事務局整理・抜粋 (以下同様)

- ・ 厚生労働省の提案は、かなり具体的な提案をしており、イメージもわかる。
- ・ 財源の確保で苦勞しているのは理解できるが、児童養護施設の現行配置基準は1 : 2 4 (現行の6 : 1の配置について、職員交代を前提にした現実の数) という実情があり、最低基準そのものが動かないと改善は進まない。
- ・ 今回の厚生労働省資料は、全養協の提言に沿っているが、現実的には厳しいものがある。
- ・ 全養協が今年まとめた提言(「養育単位の小規模化を一層進めるために」「子どもの権利を擁護し養育条件を高めるために」)には、乳児院、情短、里親等、他の社会的養護等との関係性や最低基準改正の具体的な提言をしている。養育単位の小規模化にあたっては、モデル事業等の具体的な提言をしている。
- ・ 今後の方向性について、全養協の提言もふまえて社会的養護施設の議論のすり合わせを行っていただきたい。

(他の委員の意見)

- ・ 社会的養護施設がより家庭的養護、より専門的になるためには、まず長く勤められる職場であることが重要。
- ・ 里親委託推進には、施設暫定定員をなくす(5年ごとに見直す等)。里親委託を推進する施設へのインセンティブが必要。入所機能がある子育て支援機関としての役割が求められる。
- ・ 社会的養護の課題が、「施設をどうするか」になってしまう。子どものニーズにどう応えていくか、難しい課題がある子どもの養育をどのようにしていくかが課題。社会的養護のなかでシステムを作る必要がある。
- ・ 財源問題も含めて、社会的養護の国のグランドデザインが必要。小規模化への誘導も理解できるが、そのためには「小規模化を進めるにはこのケア水準ならよい」という目標数値算定が必要。
- ・ 子ども・子育て新システムでは、「すべての子ども・すべての子育て家庭」「きれめのない支援」が掲げられており、社会的養護が担う部分は大きいですが、まだ議論されていない。社会的養護関係者から発信をしていくべき。現行制度では、入口(妊娠初期)と出口(自立を見届ける支援)が欠けている。
- ・ 社会的養護に何が欠けているのかを議論することが必要であり、この委員会にも当事者の方が参画してもよいのではないかと。

◆最低基準条例移譲、子ども・子育て新システムの検討状況について

協議題の「(2) 社会的養護に係わる最低基準の現状」では、地方分権にかかわる法案の状況と、現行児童福祉施設最低基準の状況について、資料により説明がされました。

また、「(3) 子ども・子育て新システムの検討状況について」では、現在内閣府で進められている子ども・子育て新システム検討会議(作業グループのもとに進められている3つのワーキングチームを含めて)と社会的養護との関係について、各委員から意見が出されました。

柏女委員長から「(社会的養護の国の)グランドデザインについては、子ども・子育て新システムで保育の描くグランドデザインとの関係も含めて議論を進めていきたい」との意見が出されました。

(全養協・藤野興一副会長の意見)

- ・ 社会的養護が担っている子どもは、最も厳しい状況のなかの子どもたちである。
- ・ 世代間連鎖、負の連鎖を断ち切るために、社会的養護の位置付けを明確にし、社会的養護にピンポイントでお金をつぎ込むことが必要。

- ・新システムにおいて、社会的養護を重要な方策として位置つけることが必要であり、社会的養護（を担当する厚生労働省）の今後のスケジュール、見直しなどを示してほしい。

（他委員の意見）

- ・すべての児童の分野で、（社会的養護は）最もてこ入れをすべき分野であることを強調する必要がある。一方で、最低基準の条例移譲により、どれだけ現行のサービスを担保できるかが重要。国が示す条例準則（各都道府県が条例を作成する参考として示すもの）をどのような方向性で出していくのか、戦略的に記していくことが必要。

◆被措置児童等虐待、平成21年度届出制度の実施状況等について

今回の委員会では、平成21年4月の改正児童福祉法により規定された被措置児童等虐待への対応について、都道府県・指定都市・児童相談所設置市が受けた通告等の数と、その後の対応等について、制度開始後はじめて全国統計報告がされました。

（報告の概要）

- ・平成21年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は214件。このうち、事実確認の結果、都道府県・指定都市等において虐待の事実が認められた件数は59件。
- ・虐待の事実が認められた施設等のうち、多かった施設種別は、「児童養護施設」（29件／49.2%）、「児童自立支援施設」（9件／15.2%）の順。
- ・虐待の種類は、「身体的虐待」（41件／69.5%）、「心理的虐待」（7件／11.9%）、「性的虐待」（7件／11.9%）、「ネグレクト」（4件／6.7%）。
- ・虐待を受けた児童の性別は「男」が55.8%、「女」が44.2%。就学状況は、「小学生」（42人／35.0%）、「中学生」（42人／35.0%）、「高校生」（11人／9.2%）、「未就学児童」（14人／11.6%）。

（専門委員会委員の意見）

- ・被措置児童等虐待の通告数が少ない。「届出（通告）は多く」「虐待の認定は少なく」が理想の姿。どこに問題があるのかを明らかにする必要がある。
- ・児童養護施設はいまだに夜間は宿直だが、一方で、被措置児童等虐待の報告で発生時間帯を調べることも必要。夜間が多いのではないか。
- ・今回は数字の提示だが、分析も必要。検証委員会等を設けることも必要では。
- ・法律上も、被措置児童等虐待は国の分析責任が明記されている。虐待の死亡分析事例検証と同様、事例を分析する必要がある。また、今後データベース整備等もはかる必要がある。

◆次回委員会、里親委託ガイドライン案、最低基準の条例準則案を提示予定

各委員からの意見をふまえ、厚生労働省から、今後の進め方等について説明がありました。

（厚生労働省の説明）

- ・児童養護施設の小規模化については、具体的な予算執行の設計等をよく検討したい。
- ・里親委託推進については、データを集めながら、次回の専門委員会でガイドライン案を示したい。
- ・情緒障害児短期治療施設は、自治体の設置を後押しできるよう考えたい。母子生活支援施設は、DV対応等の役割を担っている。社会的養護グループとしてのビジョン、方向性を持ち、各施設にも努力していただける方向性を示したい。

- ・ 被措置児童等虐待報告については、今回はじめて数値を取りまとめた。今後、継続的な調査、内容分析を行う。
- ・ 当面の課題は今回提示した以外にもあり、1つ1つ結論を出し、具体的に取り組んでいくことが重要。当面の進め方として、今回いただいた意見を詰めていきたい。

次回委員会は、(1) 里親委託推進ガイドライン案、(2) 最低基準の条例移譲にともない、現行最低基準を見直した上で、国が都道府県等に示していく条例準則の考え方等について協議を行うこととしており、平成23年2月頃に開催予定です。

第10回社会的養護専門委員会の資料は、下記ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi19>

「厚生労働省トップページ」→「審議会・研究会等」→「社会保障審議会」→「児童部会社会的養護専門委員会」→「第10回」

委員会・審議会報告

3. 「子ども・子育て新システム」基本制度ワーキングチーム 社会的養護について協議(12月15日)

◆社会的養護、新システムの費用負担について協議

子ども・子育て新システム検討会議は、3つのワーキングチーム（基本制度、幼保一体化、子ども指針（仮称）ワーキングチーム）を設置し、詳細設計の協議を進めています。

12月15日、基本制度ワーキングチーム（以下「基本制度WT」）の第7回会合が開催され、(1) 社会的養護等について、障害児に対する支援について、(2) 費用負担について、の議事により協議が進められました。

基本制度WTには、厚労省・社会的養護専門委員会の柏女霊峰委員長（淑徳大学教授）が出席し、意見を述べました。なお、同専門委員会の山縣文治委員（大阪市立大学教授）、全国保育協議会の菊池繁信副会長も基本制度WTメンバーとして参加しています。

◆社会的養護にかかわる意見の概要

基本制度WTでは、最初に厚生労働省から資料にもとづき説明を行い、続けて柏女霊峰淑徳大学教授より意見報告を行い、各委員による協議が行われました。

(協議で出された意見等)

- ・ 社会的養護の必要な子どもたちや障害児が、「こども園」を利用できるのかとの不安がある。
- ・ 新システムと、社会的養護体系・障害児支援体系が分断されてしまうことへの懸念がある。現行でも要保護児童への福祉と、保育・子育て支援施策の2つの流れがあるが、新システムの導入にあたって、さらにこの間が分断されてしまうのではないかと懸念している。
- ・ 相談体制の整備：児童相談所だけでなく、市町村が相談の窓口になることになっている。

市町村窓口でも50,000件ほどの実績があるが、児童相談所だけでなく、この窓口の強化をはかる必要がある。

- ・ 児童家庭支援センターの活用など、トータルな相談体制を検討する必要がある。
- ・ 保護された子どものケアが不十分。乳児院や児童養護施設の最低基準も低く、児童権利条約の観点からも指摘されているところであり、さらなる改善が必要。
- ・ 家族再統合やリービングケアのあり方。青年期前期の課題は、社会的養護関連施設で育った子どもたちに集中している。社会的養護の必要な子どもたちを守ればよいという話ではなく、その子どもたちが成人になるための支援が必要。
- ・ 障害児保育は、現行は利用するためには保育に欠けるという要件が必要になっている。こども園においては、保育を必要とするという視点で考える必要がある。
- ・ 社会的養護の必要な子どもたちの育ちの保障も新システムのなかで検討が必要。また、障害のある子どもに対する支援は人権にもかかわる課題であり、(受け入れる側に) 応諾義務を課すなど、排除されない仕組みが必要である。

◆子ども・子育て支援施策にかかわる費用推計を提示 ～質の改善は含まれず～

議事の(2)費用負担について、では、子ども・子育て支援施策にかかわる費用推計が提示されました。社会的養護では、平成22年度ベース(粗集計)で1,700億円(国、都道府県等負担をあわせた額)となっていますが、平成26年度ベース(同)で1,900億円、平成35年度ベース(同)で1,700億円となっています。

なお、質の改善に係る費用は今回示された試算には含まれていません。

(協議で出された意見等)

- ・ 社会的養護の在宅部分については、市町村に権限を持たせることは危険だと思っている。障害児保育の件については、市町村が頑張っていることは承知しているが、一般財源化以降、横ばい状態であることをみても進んでいないというのが現状ではないか。
- ・ 乳児院や情緒障害短期治療施設は市町村事業では危険だと思うので、都道府県事業として考えるのではないか。母子生活支援施設についてはDV被害による利用者が多く利用していることを考えると、市町村事業とされているが、このことも慎重に検討する必要がある。
- ・ 新システムは、質の確保・向上を目指していると認識している。本日の資料では質の改善にかかる経費は積算されていないが、質の改善は今後の議論の中で検討すべきである。
- ・ 対人サービスである保育の質確保は、人材の確保・養成である。現状では、勤務時間内は現場では子どもに対する直接的なケアに追われ、記録などの保育にかかる事務や研修・会議などは時間外を中心に行わなければならないとなっている。厚生労働省の管轄にありながら、労働基準法に抵触しかねない現実がある。このことは児童養護施設、母子生活支援施設等も同じ。ワークライフバランスといわれているが、福祉の現場で働いている人たちにこれを保障してほしいと思っている。
- ・ 介護や障害分野では処遇改善交付金が支給されているが、その他の分野は除外されている。今すぐに改善を求めているわけではないが、新システム構築の中で解決していただきたい最大の課題である。保育・児童福祉分野ではすでに人材確保が困難な状況になっている。とくに質の高い人材の確保が困難であるといわれているが、その原因は処遇の問題にある。新システムの導入と同時に、質の確保・向上の実現と、それに見合った財源の確保をぜひとも願います。

◆社会的養護について、引き続き基本制度WTで協議予定

新システムにおける社会的養護等の課題は、引き続き基本制度WTで議論が行われる予定です。

「子ども・子育て新システム」の詳細は、下記ホームページをご覧ください

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

「内閣府トップページ」→「少子化社会対策」→「もっと詳しく知りたい」→「子ども・子育て新システム検討会議について」→「基本制度ワーキングチーム」

委員会・審議会報告

4. 法制審議会・親権制度部会「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」をとりまとめ(12月15日)

◆7月に中間試案、全養協も意見書を提出

民法上の親権にかかわる制度見直し検討を進めている、法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会（以下「部会」）では、12月15日、第10回目の部会（最終回）を開催し、「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」（以下「要綱案」）を取りまとめました。

部会では、7月に中間試案を発表、パブリックコメントにより広く意見を求めるとともに、寄せられた意見をふまえ、最終取りまとめに向けた協議を進めていました。

全養協では、中間試案に対する意見書を9月10日に提出しました。民法上の親権制限を見直す内容に賛成の立場を表明するとともに、具体的な制度設計については、児童養護施設等の実践の場で子どもの最善の利益を守る立場から運用がされやすくするための仕組みと、財源の充実を求めました。また、未成年後見人を法人が引き受けること、複数で引き受けることができるようにすることについても、中間試案に賛成の意思を示しました。

要綱案の主な提言内容は次のとおりです。

◆親権の一時停止制度、複数・法人による未成年後見人制度創設を提言

（一時停止制度の創設、子ども本人も申立が可能に）

要綱案では、現行民法上の「親権喪失」（親権の全部を行うことができないようにする制度）に加えて、2年を超えない範囲で「親権停止」を可能とする制度導入を提言するとともに、子ども本人も、審判の申立人に加わることができるとしています。

（複数・法人による未成年後見人も可能に）

要綱案では、現行民法上、一人でなければならない未成年後見人（民法第842条）について、成年後見制度と同様に、複数・法人での選任を可能とするよう提言しています。また、その際の財産管理については、家庭裁判所の判断で、分掌または一部の者が担うことができるとしています。

（「懲戒場」規定は削除を提言）

現行民法上に規定されている「懲戒場」については、実態として存在せず、要綱案でも削除が提言されています。

◆来年の通常国会で民法改正案を審議予定

部会の要綱案は、今後、平成23年2月に予定される法制審議会総会で承認の後、法務大臣に答申され、通常国会で民法改正案が審議される予定です。

部会の要綱案は下記ホームページを参照ください。

法務省(法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会)

http://www.moj.go.jp/shingij/shingikai_jidouguyakutai.html

(「法務省トップページ」→「審議会等」→「法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会」)

委員会・審議会報告

5. 厚労省・社会保障審議会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」報告書骨子案とりまとめ(12月7日)

法制審議会による民法上の親権制度見直しとあわせて、現在、児童福祉法・児童虐待防止法にかかわる制度の見直しが、厚生労働省 社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」(以下「委員会」)で検討されています。

12月7日に第7回委員会を開催し、報告書の骨子案について協議されました。骨子案の記載内容は次のとおりです。

施設長等が、児童の福祉のために監護、教育および懲戒に関する措置を行う場合においては、親権者(未成年後見人を含む)の意向に優先して当該措置をとることが可能である旨を児童福祉法上明確にした上で以下の措置を講ずるべきである。

特に重要な事項(※1)について親権者の意に反して措置をとる場合(※2)については、親権者側の意向にも配慮するとともに、施設長等の適正な権限行使の確保を図る観点から、施設長等が都道府県等(都道府県、指定都市及び児童相談所設置市をいう。以下同じ)の意見を聴くこととし、都道府県等が児童福祉審議会の意見を聴くこととする。

※ 1 リスクの高い手術を伴う治療等の医療の問題や、進学や学校の選択といった教育問題等が想定される。その他の日常の問題(例えば、通常の医療機関の診療や学習塾や部活の選択等)については、現行制度と同様に都道府県の意見を聴くことを要しないこととする。

※ 2 特に重要な事項について親権者の意に反した場合を対象とすることとする。また、特に重要な事項に該当しなくても、施設長等が親権者の意に反した措置をとろうとする場合等において、施設長等が都道府県等の意見を聴くことができることとしてはどうか。

これは、親の意向への配慮・調整を行う観点から、親の意に反して特に重要な措置をとろうとする場合を対象とするとともに、施設長等のサポートの観点から特に重要な措置でなくても施設長等が都道府県に意見を聴くことができることとし、その場合において都道府県等が児童福祉審議会の意見を聴くことができることとするものである。

また、緊急に医療行為が必要な場合など、児童福祉審議会の意見を事前に聴くことが、児童の福祉を損なうような場合については、都道府県等及び児童福祉審議会の意見を聴くのは事後でよいこととする。

なお、上記の枠組みを講じるに当たり、次の点を併せて実施するべきである。

- これまで同様に都道府県等・児童相談所には児童の措置権や施設等に対する指導権限があり、今般、施設長等が重要事項について親権者の意に反して児童の福祉のための措置をとる場合には、都道府県等の意見を聴かなければならない枠組みとなっていることについて、周知徹底すること。
- 児童の財産に関する財産管理上の問題その他この枠組みで対応できない問題が生じている場合や、児童の身上監護に関する問題であっても親権者が繰り返し不当な主張をするなどの場合については、児童相談所において親権制限の申立の活用を検討することについて、周知徹底すること。
- 施設長や里親等が適切に児童を監護することができるよう、その資質の向上や親権に関する制度の理解を進めるための研修の実施、施設の第三者評価の推進及び里親支援機関の充実等のサポート体制の強化を図ること。
- 児童福祉審議会の運用方法のモデルを示す等により、児童福祉審議会の機能強化や充実を図ること。

当日の委員会では、委員から下記の意見が出されています（抜粋／全養協事務局整理）。

（親権者への説明等について）

- ・ 措置時に、親権者への事前説明が必要。
- ・ 運営適正化委員会も示しておくことが必要。また、意見を言えない親権者への対応も必要。

（施設長等の研修・資格制度等について）

- ・ 施設だけに任せるのではなく、多様な仕組みの導入という考え方。
- ・ 施設長の資格要件について、児童養護施設・乳児院だけではなく、障害児施設にも及ぶようにすることが求められる。
- ・ 任意ではなく必須の研修が必要。
- ・ 専門性を確保する方策は重要。
- ・ 現時点では現任研修も行われている。まずは制度を正しく理解してもらう取り組みが重要。

厚生労働省では、今回提案された骨子案について、12月21日に第8回（最終回）の委員会を開催し、報告書として取りまとめを予定していましたが、委員会の開催が平成23年1月以降に延期となっています。

国の動き

6. 平成23年度予算案閣議決定(12月24日)

～ 子ども・子育てビジョンの目標値等を前提とした予算案 ～

政府は12月24日、平成23年度予算案を閣議決定しました。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉対策関係予算案については、前年度比3.2%増の281,610百万円となっており、社会的養護体制の充実をはかるため、(1)家庭的養護の推進及び入所等している子どもへの支援の充実、(2)施設退所児童等への支援の推進、を進めることとしています。

施設の小規模化の推進等については、平成22年1月策定の「子ども・子育てビジョン」に記載された、平成26年度の目標値(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設)達成ための予算が反映されています。

また、就職支度費・大学進学等自立生活支度費の改善等がはかられることとなっています。

詳細は、別添の「厚生労働省平成23年度予算案概要」(雇用均等・児童家庭局予算案の概要/家庭福祉対策関係予算案の概要/母子寡婦等福祉対策関係予算案の概要)をご覧ください。

お知らせ

7. JX奨学助成制度を活用ください

～ 退所児童の進学に際して、10万円を助成します ～

JX奨学助成制度は、「JX童話基金」からの寄付をもとに、社会福祉法人 全国社会福祉協議会が実施しており、今回で8年目となります。

本奨学助成制度は、昨年度までJOMO奨学助成制度として実施していましたが、本年4月、JOMO(ジャパンエナジー)の持株会社である新日鉱ホールディングスと新日本石油が経営統合し、JXグループとして出発したことにより、名称を変更して新たにスタートするものです。

奨学助成制度を開始してから昨年度までに、全国社会福祉協議会に合計1億7,200万円のご寄付をいただき、児童養護施設を退所した児童1,361名、母子生活支援施設を退所して進学した児童321名、里親家庭の児童195名、合計1,877名のみなさんに奨学金を支給しています。

今年度の募集詳細については、別添の「募集要項」をご覧ください。応募締切は平成23年3月4日(金)(本会必着)です。

お知らせ

8. 鯉淵記念母子福祉助成事業

～ 母子家庭の退所児童の進学に際し、助成します ～

今年度で5回目となる標記助成事業は、「母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成」として、児童養護施設に入所する母子世帯の子を対象に助成を行っています。

上記「J X奨学助成事業」との併用ができますので、対象となる児童がおりましたら、本制度の活用も検討ください。

詳細は、別添の「平成23年度 鯉淵記念母子福祉助成事業」募集要綱をご覧ください。応募締切は平成23年2月28日（月）（当日消印有効）です。

お知らせ

9. 「全国児童養護施設中堅職員研修会」を開催します

（平成23年1月31日～2月2日）

全養協では、全国児童養護施設中堅職員研修会を標記日程で開催します。

昨年引き続き、より実践的なプログラムでスーパービジョンの実際を学びます。児童養護施設の中堅職員がどのような役割を意識し、日々の実践につなげていくべきかを、具体的かつ体験的に学ぶことができます。また、「国立オリンピック記念青少年総合センター」（東京都渋谷区）を会場に、充実した研修環境で学んでいただくことができます。

全養協ホームページにも研修会開催要綱・申込書を掲載していますので、ぜひ参加をご検討ください。

お知らせ

10. 「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催します

（平成23年1月24日～25日）

全社協では、児童養護施設等で家庭支援にかかわる職員を対象に、ファミリーソーシャルワーク研修会を開催します。

ファミリーソーシャルワーカーをめぐる現状と課題、実践現場からの子ども・家庭にかかわる課題提起をふまえ、総括講義と演習を中心とした分科会で、ファミリーソーシャルワークの支援の実際を学びます。

全養協ホームページにも研修会開催要綱・申込書を掲載しています。上記「中堅職員研修会」とあわせて、ぜひ参加をご検討ください。

今回お送りしている資料

1. 全養協通信 No.225 (この資料です)
2. 「厚生労働省平成23年度予算案概要」
3. JX奨学助成(児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭)実施のご案内
4. // 実施要項・申込書
5. 平成23年度「鯉淵記念母子福祉助成事業」実施のご案内
6. // 募集要綱
7. 全社協・福祉ビジョン2011



平成23年度予算案概要

厚生労働省

平成23年度厚生労働省予算案(一般会計)の全体像

(22年度当初予算額)
27兆5,561億円



(23年度予算案)
28兆9,638億円

(対22年度増額)
(+1兆4,077億円)

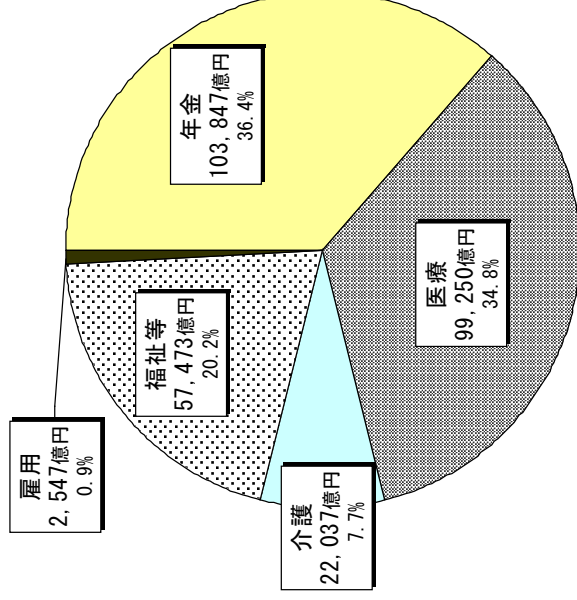
一般会計

(単位:億円)

区分	平成22年度 予算額 (A)	平成23年度 予算案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
一般会計	275,561	289,638	14,077	5.1%
社会保障関係費	270,793	285,153	14,360	5.3%
科学技術振興費	1,125	1,090	△35	△3.1%
その他の経費	3,643	3,396	△247	△6.8%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成23年度 厚生労働省一般会計予算案 社会保障関係費の内訳



(単位: 億円)

	平成22年度 予算額 (A)	平成23年度 予算案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
社会保障関係費	270,793	285,153	14,360	5.3%
年金	101,354	103,847	2,493	2.5%
医療	94,594	99,250	4,655	4.9%
介護	20,803	22,037	1,233	5.9%
福祉等	50,780	57,473	6,693	13.2%
雇用	3,262	2,547	△715	△21.9%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

特別会計

(単位:億円)

区 分	平成22年度 予 算 額 (A)	平成23年度 予 算 額 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
特 別 会 計	842,693	838,563	△4,130	△0.5%
労働保険 特別会計	53,078	42,569	△10,509	△19.8%
年金特別会計	789,615	795,994	6,378	0.8%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成23年度厚生労働省予算案に盛り込んだ主な施策

子ども・子育て支援

(注) 子ども・子育て支援の予算の全体像については、別紙1 (p.13) を参照

【子ども手当の充実】

○子ども手当に関しては、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）

(注) 給付費総額 2兆9,356億円

○現金給付に関しては、

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給
- ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担
- ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担

○地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける（500億円）

(注) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組を行う。

【待機児童ゼロ特命チーム】

○待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

【総額200億円程度】

- ・平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金（再掲、新規500億円）のうち100億円程度を充てるとともに、平成22年度補正予算で1,000億円を追加した「安心こども基金」（平成23年度未までカバナー、都道府県に設置）から100億円程度を施設整備等に充てることにより、平成23年度は計200億円程度を措置する。

【不妊に悩む方への特定治療支援事業】 【特別枠】

○不妊に悩む方への治療費助成を充実

【95億円】

- ・医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。
- ・従来1回あたり15万円を年2回、通算5年→1回あたり15万円、1年目は年3回までに対象回数を拡大する（2年目を以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない。）。

【育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備】

○「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施

【97億円】

- ・代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う「両立支援アドバイザー（仮称）」（新規）を、都道府県労働局に配置（107人）する。
- ・両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給する。
- ・「イクメンプロジェクト」の実施により、男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

（参考）【平成22年度補正予算】

- 保育サービスの基盤の整備と児童虐待の防止等
「安心こども基金」を積み増し、平成23年度未まで延長した上で、保育サービス等の充実（保育所等について年間5万人の受入れ定員増等）、すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実、児童虐待防止対策の強化等を推進する。
【968億円】
- 妊婦健診に対する公費助成の継続
平成23年度も妊婦が必要な回数（14回程度）の健診が受けられるよう支援。
【111億円】

雇用・労働

(注) 雇用・労働の予算の全体像については、別紙2 (p.14) を参照

【求職者支援制度の創設】

○無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度（求職者支援制度）を創設・恒久化し、成長力を支えるトランポリン型社会を構築

【775億円】

- ・雇用保険（失業給付）を受給できない方々に、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援のための給付（10万円/月）を支給する。
- ・ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を実施する。

(参考) 【平成22年度補正予算】

- 緊急人材育成支援事業の延長
雇用保険を受給できない方々に、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長する。

【1,000億円】

【雇用保険の機能強化】

○基本手当の充実と早期再就職のインセンティブの強化

【2,147億円】

- ・基本手当の日額の上下限等を引き上げる。(例 現行の下限 1,600円 → 1,856円)
- ・再就職手当の給付率を引き上げる。
(例 支給残日数2/3以上の給付率：現行 [法律本則30%、暫定措置50%] →60%に引き上げた上で恒久化)

(参考) 平成23年度予算案における労働保険の保険給付等

- 失業等給付費として、2兆298億円（昨年度は2兆6,790億円）を計上。
- 労働者災害補償保険法に基づき業務災害及び通勤災害を受けた労働者に対する保険給付等として9,034億円（昨年度は9,094億円）を計上。

【最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業】【特別枠】

○最低賃金800円の実現に向けたワン・ストップ相談窓口の設置・助成金制度の創設

【50億円】

- ・賃金引上げに取り組み中小企業の経営面と労働面の相談等にワン・ストップで対応する相談窓口を全国(167箇所)に設置する。
- ・最低賃金引上げの影響が大きい13業界の全国規模の業界団体が、賃金底上げを図るための取組を行う場合に助成（上限2,000万円、15団体）を行う。
- ・最低賃金700円以下の地域の中小企業が、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、労働能率の増進に資する設備導入等を行う場合に助成（助成率 1/2）を行う(※)。

※ 対象：地域別最低賃金700円以下の34道県、約7,500企業
支給要件：1年当たり40円以上の賃金引上げなど

【若年者の就職促進、自立支援対策】

○新卒者、既卒者の就職支援

- ・新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図る。また、平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」や補正予算により倍増配置（928人→2,003人）した「学卒ジョブサポーター」による高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチング等を進めることにより、新卒者・既卒者の就職を支援する。

【110億円】

（参考）【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成22年度補正予算】

- 新卒者就職実現プロジェクト
・「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（「新卒者就職実現プロジェクト」を創設し、補正予算において積み増しし、平成23年度末まで延長。
・補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な方を支援。

【予備費120億円、補正予算495億円】

<各奨励金の具体的な内容>

- ・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
- ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちoff-JT期間（3か月）は各月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

【雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化】

○人材ニーズを踏まえ、成長分野における職業訓練を推進

【317億円】

- ・国や各地域に、関係機関による協議の場を設定し、そこでの協議を経て、人材ニーズを踏まえた訓練計画等を毎年取りまとめる仕組みを創設する。
- ・大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、成長分野における職業訓練を推進する。

年金

【年金給付費国庫負担金】

○平成23年度における基礎年金国庫負担割合について、2分の1を維持 【10兆3,755億円】

【年金記録に関する紙台帳とコンピュータ記録との突合せ】

○年金記録に関する紙台帳とコンピュータ記録との突合せを促進

【736億円】

- ・被保険者名簿等の紙台帳等とコンピュータ上の年金記録について、高齢の年金受給者等の記録から突合せを進めていく。（全体の約3割）

【新たな年金制度の創設に向けた検討】

○新たな年金制度の創設に向けた検討のため、国民各層の方々との対話、意見聴取等を実施 【1.1億円】

医療・健康

【地域医療支援センター運営経費】【特別枠】

○医師の地域偏在を是正するため、地域医療支援センターを設置する都道府県を支援

【5.5億円】

- ・地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師の配置等を行うため、都道府県(※)が実施する「地域医療支援センター」の運営について財政支援を行い、各都道府県の医師確保対策の取組を支援する。

※平成23年度は、先行的に、県内医師の地域偏在が大きい、へき地、無医地区が多い等の15の都道府県で実施予定。

(参考)【平成22年度補正予算】

- 都道府県を単位とした高度・専門医療、救急医療等の整備・拡充等
都道府県に設置されている「地域医療再生基金」を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県(三次医療圏)の広域的な医療提供体制を整備・拡充する。

【2,100億円】

【がん対策の総合的かつ計画的な推進】【一部特別枠】

○働き盛り世代のがん予防対策など、がん対策の強化・拡充

【343億円】

- ・新たに、大腸がん検診について、働き盛りの世代(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳)が無料で検診を受けることができるようにするとともに、女性特有のがん(乳がん、子宮頸がん)検診推進事業を継続し、市町村のがん検診体制を整備する。
- ・加えて、がん診療拠点病院の機能強化や、総合的な相談支援体制の整備などを図り、がん対策を総合的に強化する。

(参考)【平成22年度補正予算】

- 子宮頸がん等のワクチン接種の促進
都道府県に基金を設置し、市町村における子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対する財政支援を行い、既存事業の検診と併せ、子宮頸がん予防対策を万全なものとする。

【1,085億円】

【国民の安心を守る肝炎対策の強化】【一部特別枠】

○医療費助成や検査の個別勧奨などによる肝炎対策の強化

【238億円】

- ・国内最大級の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎について、引き続き医療費助成を行うとともに、40歳以上の5歳刻みの方への肝炎ウイルス検査受検に関する自己負担の軽減が可能な個別勧奨メニューの追加、適切な治療へつなげるための人材養成など、早期発見・早期治療のための各種施策を強化する。

【HTLV-1対策の強化】

○HTLV-1関連疾患に関する研究の推進

【10億円】

- ・HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)への感染対策と、これにより発症するATL(成人T細胞白血病)やHAM(HTLV-1関連脊髄症)の診断・治療法等に関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策の連携により、総合的に推進するため、HTLV-1関連疾患研究領域を創設し、研究費の拡充を図る。

【健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトの推進】

【特別枠】（新規）

【131億円】

○難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業

【57億円】

- ・難病やがん等の疾病の原因解明や診断法・治療法・予防法の開発、再生医療技術の臨床実現化のための研究等を推進する。
※難病に関する研究は、既存の事業とあわせて100億円（うち特別枠20億円）

○日本発のがんワクチン療法による革新的がん治療の開発研究事業

【13億円（再掲）】

- ・がん患者が仕事とがん治療を両立できような日常生活の質の向上に資する新たな治療法として、日本発のがんワクチン療法の実用化に向けた臨床開発研究を強力に推進する。

○世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点整備事業

【33億円（一部再掲）】

- ・ヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等の実施拠点を整備するため、対象医療機関における人材の確保、診断機器の整備等に係る財政支援を行う。（がん等の重点疾患分野ごとに拠点を選定し、計5箇所を整備する予定。）

○先端医療技術等の開発・研究推進事業（国立高度専門医療研究センター）

【43億円】

- ・国立高度専門医療研究センターの豊富な症例数、専門性等を活かし、バイオリソース（血液等の生体試料）等の蓄積、先端医療技術等の開発を進めるとともに、知的財産管理のための人材確保を行う。

○日本発シーズの実用化に向けた医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業

【99百万円】

- ・日本発シーズ（医薬品・医療機器の候補となる物質・技術等）の実用化に向けて、産学官からなる懇談会を設置し、相談対象範囲の選定等を検討した上で、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等にかかる実質的・実務的な相談（薬事戦略相談）に応じる。

○医療情報データベース基盤整備事業

【3.7億円】

- ・全国の大学病院等5箇所にて1,000万人規模のデータを収集するための医療情報データベースを構築するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に情報分析システムを構築し、医薬品等の安全対策を推進する。
※基盤整備に必要な経費の1/2を国が負担し、残りの1/2は（独）医薬品医療機器総合機構が負担

○福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

【83百万円】

- ・福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階にある当該機器等を対象として、臨床的評価や介護保険施設等におけるモニター調査等を実施する。

介護

【地域包括ケアの推進】

○24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の推進【特別枠】【新規】

【27億円】

- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを60か所で実施する等

○介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施【新規】

【9.4億円】

- ・特別養護老人ホーム、障害者（児）施設や在宅等において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等の各都道府県における養成を支援する。

（参考）【平成22年度補正予算】

- 地域の日常的な支え合い活動の体制づくり
NPO法人、福祉サービス事業者等の協働による、見守り活動チーム等の人材育成、家族介護者支援、地域資源を活用した徘徊SOS等のネットワークの整備等の実施

【200億円】

障害者支援

【障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業】【特別枠】

【100億円】

○障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていただけるよう、施設や病院からの地域移行や地域生活の支援を充実するため、①地域での安心生活を支援する事業、②在宅の精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）事業、③地域で暮らす場の整備事業を、緊急的かつ総合的に行うこととし、これらの事業に係る経費を支援

① 地域移行のための安心生活支援（新規）【10億円】

市町村で障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプランを作成し、それに基づき、夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の事業を面的に一体的に行う体制を整備するとともに、移動支援やコミュニケーション支援等、地域での活動支援を更に必要とする場合には、その経費を重点的に支援する。（100箇所）

② 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）推進事業（新規）【7億円】

未治療者、治療中断者などの在宅の精神障害者に対し、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動等を実施する。（25か所（定額補助））

③ 地域で暮らす場の整備促進【83億円】

障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム（都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成）の地域で暮らす「住まいの場」の整備、就労支援等の「日中活動の場」の整備など、障害者が地域で暮らす場等を確保する。

（参考）【平成22年度補正予算】

- 障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し
施設サービスの昼夜分離や就労支援の充実等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援機器や障害者のための自立支援機器の開発・普及を促進するため、基金の積み増しを行う。

【39億円】

福祉一般・生活保護

【被保護者の社会的な居場所づくりの支援】

○NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯の子どもへの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組を推進

【セーフティネット支援対策等事業費補助金（200億円）の内数】

- 農作業やものづくりなどの就労体験を行う事業を民間企業に委託
- 公園の緑化や清掃活動などの社会参加事業を財団・社会福祉法人に委託
- 生活保護世帯の子どもに対して学ぶ意欲や勉強を教える学習支援事業をNPO法人に委託

【生活保護に係る国庫負担】

○生活保護を必要としている方について適切に保護を行う

【2兆5,676億円】

(参考) 【平成22年度補正予算】

- 貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施【特別枠】
- 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備【特別枠】
- 「『住まい対策』の拡充」の延長（制度見直し）

【100億円】

【500億円】

【自殺・うつ病対策の推進】

○未治療者、治療中断者などの在宅の精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）を実施するとともに、うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法の普及などの取組を推進

【49億円】

(参考) 【平成22年度補正予算】

- うつ病に対する医療等の支援体制の強化

【7.6億円】

戦没者遺族等の援護

【平和を祈念するための硫黄島特別対策事業】 【特別枠】

○国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進

【12億円】

(参考) 【平成22年度補正予算】

- 遺骨帰還事業の推進【一部特別枠】

【6.4億円】

総合的な子ども・子育て支援の推進(平成23年度予算案等での対応)

別紙1

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を踏まえ、平成23年度予算案等において、妊娠期・出産等の保健医療、子ども手当の支給、待機児童解消政策の推進や仕事と子育ての両立支援など子育てに係る支援策を充実させることを通じて、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

【妊娠期・出産】

○**妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長** 継続

【111億円(平成22年度補正予算)】
妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援

○**出産に関わる経済的負担の軽減** 継続

【92億円(平成23年度予算案)】
出産育児一時金を42万円支給し、妊婦の経済的負担を軽減
※このほか、妊婦健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度(地方財政措置分を含む)

○**不妊治療への支援** 拡充

【95億円(平成23年度予算案)】
配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成(1回15万、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年まで、通算10回を超えない))

○**周産期医療体制の充実** 継続

【71億円(平成23年度予算案)】
総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等への財政支援

【乳幼児期】

○**子ども手当の上積み** 拡充

【2兆77億円(平成23年度予算案)】
・3歳未満の子どもに、子ども手当を2万円に上積みして支給(引き続き、中学校修了前の子どもに、1万3千円の子ども手当を支給)
・自治体が現物サービス充実のために使える新たな交付金制度を創設(500億円)

○**待機児童解消策の推進** 拡充

【4,100億円(平成23年度予算案)】
・保育所等の受入児童数(毎年約5万人)の拡大
・待機児童ゼロ特命チームの「国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的施策の実施(総額200億円程度)
※新たな交付金(500億円)と安心こども基金(968億円)により各々100億円程度を実施

○**安心こども基金の積み増し・延長** 拡充

・保育所の整備等
・地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備
・子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げなどの児童虐待防止対策の強化を推進

○**児童虐待への対応など要保護児童対策** 継続

【915億円(平成23年度予算案)】
・こんにちは赤ちやん事業や施設におけるケア単位の小規模化等を推進

○**ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進** 継続

【1,887億円(平成23年度予算案)】

○**小児の慢性疾患等への支援** 継続

【161億円(平成23年度予算案)】

○**子宮頸がん等のワクチン接種の促進** 新規

【1,085億円(平成22年度補正予算)】
・地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ハモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対する財政支援(都道府県に基金を設置)

【学童期】

○**放課後児童対策の充実** 拡充

【308億円(平成23年度予算案)】
・放課後子どもプランの着実な推進
・放課後児童クラブの箇所数の増
(24,872→25,591か所)や開設時間の延長

○**育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備** 継続

【97億円(平成23年度予算案)】

厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進(平成23年度予算案等での対応)

別紙2

現下の雇用情勢に適切に対応するため、「雇用戦略・基本方針2011」を踏まえ、新成長戦略の「ステップ2」を着実に実施し、加えて「ステップ3」として、本格的な「雇用・人材戦略」の推進を図る。具体的には、平成23年度予算案等において、求職者支援制度の創設、新卒者等への就職支援、雇用保険の機能強化や最低賃金の引上げに向けた取組など雇用・労働に係る支援策を充実させ、総合的な雇用・労働政策を推進する。

(注)「実線の枠囲い」は、平成23年度予算案の事業。「点線の枠囲い」は、平成22年度の「経済危機対応・地域活性化予備費」又は平成22年度補正予算において措置済のもの。

雇用を「つなぐ」

○ **求職者支援制度の創設** 新規 【775億円】

雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練、訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度を恒久化

○ **緊急人材育成支援事業の延長** 継続 【補正:1,000億円】

「緊急人材育成支援事業」を「求職者支援制度」の制度化までの間延長

○ **新卒者、既卒者の就職支援** 継続 【110億円】

・ハローワークに学卒ジョブサポーターを配置
・大学との連携を強化し、求人者の確保等就職面接会の開催への協力等を推進
・「新卒応援ハローワーク」や「新卒者就職応援本部(ハローワーク、地公体、労働界、学校等により構成)」の活用を促進

○ **新卒者就職実現プロジェクト** 継続 【予備費:120億円、補正:495億円】

「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を創設し(予備費)、平成23年度末まで延長(補正予算)、「既卒者育成支援奨励金」を創設(補正予算)

○ **パーソナル・サポート・モデル プロジェクトの実施** 継続 【3.9億円】

パーソナルサポートサービスのモデル事業を行っている自治体に、職業相談・職業紹介を行う就職支援ナビゲーター(80人)を配置

○ **パーソナル・サポート・モデル プロジェクトの実施** 継続 【予備費:29億円】

パーソナルサポートサービスをモデル事業として実施

○ **雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化** 継続 【317億円】

大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、成長分野における職業訓練を推進

○ **ジョブカード制度の推進** 継続 【107億円】

○ **女性の就業希望等の実現** 継続 【125億円】

○ **障害者に対する就労支援** 継続 【233億円】

○ **高齢者雇用対策** 継続 【303億円】

雇用を「創る」

○ **重点分野雇用創出事業の拡充** 継続 【予備費、補正:各1,000億円】

介護等の成長分野における雇用創出・人材育成の取組を平成23年度まで延長

○ **成長分野等人材育成支援事業の創設** 継続 【補正:500億円】

健康、環境分野や関連するものづくり分野に、労働者を雇い入れ又は異分野からの配置転換を行った事業主が訓練を実施する場合は支援(上限20万円)

雇用を「守る」

○ **雇用調整助成金** 継続 【3,927億円】

企業の雇用維持を支援する雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を支給

○ **雇用調整助成金の要件緩和** 継続 【補正:制度見直し】

急激な円高の影響により、生産量等の回復が遅れている事業所に対して支給要件を緩和

○ **雇用保険の機能強化** 拡充 ※拡充効果383億円

・基本手当の日額の上下限等を引き上げる。(例 現行の下限 1,600円 → 1,856円)

・再就職手当の給付率を引き上げる。(例 支給残日数2/3以上の給付率:現行(法律本則30%、暫定措置50%) → 60%に引き上げた上で恒久化)

○ **最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援** 新規 【50億円】

・賃金引上げに取り組む中小企業の経営面と労働面の相談等にワンストップで対応する相談窓口を全国(167箇所)に設置

・最低賃金引上げの影響が大きい13業界の全国規模の業界団体が、賃金底上げを図るための取組を行う場合に助成(上限2,000万円、15団体)

・最低賃金700円以下の地域の中小企業が、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、労働能力の増進に資する設備導入等を行う場合に助成(助成率1/2)

○ **労働者のメンタルヘルス対策の推進** 継続 【36億円】

【2,147億円(失業等給付費 2兆298億円)】

（参考）「元氣な日本復活特別枠」の要望

事 項	平成23年度 予算案 (億円)	備 考
新卒者就職実現プロジェクト	(120億円) (495億円)	・平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費「新卒者就職実現プロジェクト」 ・平成22年度補正予算「新卒者就職実現プロジェクト」の拡充
地域医療確保推進事業	19	
障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業	100	
24時間地域巡回型訪問サービス・家族介護者支援（レスパイトケア）等推進事業	27	
認知症高齢者グループホーム等防災補強等支援事業	(302億円)	平成22年度補正予算「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援」事業の一部
徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業	(200億円)	平成22年度補正予算「地域支え合い体制づくり」事業の一部
最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業	50	
貧困・困窮者の「絆」再生事業	(100億円)	平成22年度補正予算「貧困・困窮者の「絆」再生事業」
生活・居住セーフティネット支援事業	(500億円)	平成22年度補正予算「生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備」事業の一部
子宮頸がん予防対策強化事業	(1,085億円)	平成22年度補正予算「子宮頸がん等のワクチン接種の促進」事業の一部
働く世代への大腸がん検診推進事業	41	
国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業	35	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	95	
健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	131	
平和を祈念するための硫黄島特別対策事業	12 (6.4億円)	平成22年度補正予算「遺骨帰還事業の推進」事業の一部

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度予算(案)額	伸び率
局 合 計	22,861億円	27,738億円	21.3%
一般会計	21,960億円	26,880億円	22.4%
特別会計	902億円	858億円	▲4.8%
年金特別会計			
児童手当及び			
子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	724億円	▲5.2%
労働保険特別会計	137億円	134億円	▲2.9%
労災勘定	6億円	5億円	▲16.6%
雇用勘定	131億円	128億円	▲2.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→2兆77億44百万円》

（うち、給付費分：1兆9,478億73百万円（1兆4,555億94百万円）
事務費分：98億71百万円（166億34百万円）
現物サービス分：500億00百万円（新規）

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円（厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円）

*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円（全額国費、10か月分）を含む（12か月分の場合約2,500億円）。

- 現金給付に関しては、
 - ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける。（500億円）

（注1）保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取り組みを行う。

（注2）支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

（注3）児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

（注4）所得制限は設けない。

（注5）公務員については、所属庁から支給する。

(注6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注7) 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

【参考】別紙「5大臣合意」(平成22年12月20日)

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実

《415, 522百万円→440, 799百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

410, 048百万円

① 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

② また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金(再掲、新規500億円)のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1000億円を追加した「安心こども基金」(23年度末までカバー、都道府県に設置)から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置。

(2) 放課後児童対策の充実

30, 750百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872箇所→25,591箇所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

3 母子保健医療対策の充実

《23, 058百万円→26, 204百万円》

(1) 不妊治療等への支援【一部特別枠】

9, 871百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る(従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年、通算10回を超えない)などの支援を行う)。

(参考) 【平成 22 年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続 111 億円

平成 22 年度補正予算において積み増しを行い、平成 23 年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数（14 回程度）の健診が受けられるよう支援する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 16, 110 百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《176, 432 百万円→185, 518 百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 3, 614 百万円

①自立のための就業支援等の推進 3, 538 百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進 60 百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 181, 904 百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《89, 673 百万円→91, 498 百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 85, 862 百万円

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援など促進する。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実

85,595百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止

5,636百万円

婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9,780百万円→9,689百万円》

(1) 両立支援に関する雇用管理の改善

9,358百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(2) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

303百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正

な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

(3) 企業における次世代育成支援対策の推進

29 百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

(参考) 【平成 22 年度補正予算】

- | | |
|--|--------|
| ○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等 | 968 億円 |
| 平成 22 年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成 23 年度末まで延長する。 | |
| ・保育サービス等の充実 | 568 億円 |
| 待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約 5 万人の受入れ定員増等）。 | |
| ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 | 300 億円 |
| 地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。 | |
| ・児童虐待防止対策の強化 | 100 億円 |
| 子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。 | |

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→556百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進

340百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進

215百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,910百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《210百万円→188百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲）

146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

平成23年度 厚生労働省家庭福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成22年度予算額) (平成23年度予算案)
272,948百万円 → 281,610百万円

1. 社会的養護体制の充実

83,780百万円→85,595百万円

(児童入所施設措置費(83,473百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,121百万円)の内数)

近年、児童養護施設をはじめとする社会的養護施設等においては被虐待経験等のある子どもの入所や一時保護が増加しており、このような子どもについては、個々の子どもの状況に応じ、できる限り家庭的な環境の中でのケアや心理的なケアを提供することが求められていることなどから、児童養護施設等の社会的養護体制の充実を図ることとしている。

(1) 家庭的養護の推進及び入所等している子どもへの支援の充実

○受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。

○里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを委託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○施設の小規模化の推進等

児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視した小さなグループできめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設等を推進する。

また、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の改善を図り、退所児童の自立を支援する。

(2) 施設退所児童等への支援の推進

○児童家庭支援センター運営等事業の推進

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104か所→108か所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

○身元保証人確保対策事業の実施

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を引き続き実施する。

(3) 職員研修の実施

児童養護施設等における処遇の質を確保するため、基幹的職員研修等の事業を実施する。

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

180,995百万円→189,967百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策の推進

8,063百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定等事業

個々の母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

さらに、父子家庭の父についても、本事業の対象とし、児童扶養手当受給者等の自立・就業支援を一層推進する。

また、ハローワークにおいては、対象者ごとに策定した「支援プラン」に基づく個別求人開拓や担当者制による職業相談等の実施により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数、ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数)

○マザーズハローワーク事業の拡充

2,212百万円

(職業安定局予算に計上)

事業拠点の増設(163か所→168か所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

(2) 養育費確保策の推進

○養育費相談支援センター事業

60百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(3) 子育て・生活支援策の推進

○子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業

母子生活支援施設の本体整備に併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合に、融資率を75%から80%に引き上げる。

(4) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援

181,904百万円

○児童扶養手当

176,744百万円

離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○母子寡婦福祉貸付金

5,160百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

5, 619百万円→5, 636百万円

婦人相談所の指導的職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

(参考)【平成22年度補正予算】

平成22年度補正予算により968億円を「安心子ども基金」に積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長する。

また、この中で、「児童虐待防止対策の強化」として、児童虐待防止に係る緊急的な対策を講じる。〔100億円〕

- ・児童の安全確認等強化のための補助職員の配置
- ・児童虐待防止対策強化のための広報啓発
- ・児童相談所や市町村の職員等の資質の向上
- ・児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善
- ・児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

平成23年度母子寡婦等福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

(平成22年度予算額) (平成23年度予算案)
180,995百万円 → 189,967百万円

1 就業支援、養育費確保、子育て・生活支援策等の推進

8,063百万円

(1) 就業支援策の推進

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定等事業

個々の母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

さらに、父子家庭の父についても本事業の対象とし、児童扶養手当受給者等の自立・就業支援を一層推進する。

また、ハローワークにおいては、対象者ごとに策定した「支援プラン」に基づく個別求人開拓や担当者制による職業相談等の実施により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数、ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○母子家庭自立支援給付金事業

・高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数)

・自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数)

○均衡待遇・正社員化推進奨励金の創設 1, 153百万円

中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者及びパートタイム労働者の正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

(予算額には母子家庭の母等以外の者の分を含む。短時間・在宅労働課予算に計上)

○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

・ 託児サービスを付加した委託訓練の推進 204百万円

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施 51百万円

民間教育訓練機関等において、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。併せて、託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

・ 準備講習付き職業訓練の実施 691百万円

「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。(職業能力開発局予算に計上)

○マザーズハローワーク事業の拡充 2, 212百万円

事業拠点の増設(163か所→168か所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。(職業安定局予算に計上)

○在宅就業の支援 12百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

(2) 養育費確保策の推進

○養育費相談支援センター事業 60百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業(再掲)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により、養育費の確保を図る。

(母子家庭等対策総合支援事業(3, 538百万円)の内数)

(3) 子育て・生活支援策の推進

○母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。
(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数)

○ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親家庭が自立に向けた生活の中で直面する諸問題の解決のための相談支援事業やその子どもの精神的安定を図るための児童訪問援助事業等、ひとり親家庭の生活の安定に向けた総合的な支援を実施する。
(母子家庭等対策総合支援事業(3,538百万円)の内数)

○子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

○母子生活支援施設における支援

(児童入所施設措置費(83,473百万円)の内数)

・特別生活指導費加算

障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であることから、母子指導員を加配する。

・夜間警備体制強化加算

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から施設における夜間警備体制を強化する。

・小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設運営費

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する。

・母子生活支援施設の保育機能強化加算

母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の子どもを受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。

・被虐待児受入加算

虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要であることから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数(入所後1年間)に応じて、職員の雇上や日常生活諸費等を支弁する。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業

母子生活支援施設の本体整備に併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合に、融資率を75%から80%に引き上げる。

2 自立を促進するための経済的支援

181,904百万円

(1) 児童扶養手当

176,744百万円

離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

(2) 母子寡婦福祉貸付金

5,160百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。